

彦根市男女共同参画フォーラム実施業務委託公募型プロポーザル実施要項

1 趣旨

この要項は、彦根市男女共同参画フォーラム実施業務に係る受託候補者を選定するためのプロポーザルについて必要な事項を定める。

2 業務内容

(1) 業務名

彦根市男女共同参画フォーラム実施業務

(2) 業務内容

別添「彦根市男女共同参画フォーラム実施業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 提案上限額

700,000円（消費税および地方消費税を含む。）

(5) 支払い条件

完了後払いとするが、受注者の請求に基づき概算払いも可とする。

3 参加資格要件

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、法人その他の団体で、以下の要件を全て満たしていること。

なお、法人格を有しない団体にあつては、別途定める要件を満たすこと。

- ① 男女共同参画などに関する講座、講演会、フォーラム等の開催業務、または類似的な業務を5年以内に開催した実績があり、本業務を確実に履行できる者であること。
- ② 提出書類の提出期間において、経営不振の状態（会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更生手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき民事再生手続開始の申し立てをしたとき等）でないこと。
- ③ 納税義務者にあつては、国税および市区町村税を滞納していない者であること。
- ④ 彦根市入札参加停止措置に関する要綱に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。
- ⑤ 事業者またはその代表者が次に掲げる項目に該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に規定する者
 - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同政令第167条の11第1項の規定において準用する場合を含む)の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

(法人格を有しない団体に係る要件)

法人格を有しない団体にあつては、前各号に加え、次の要件をすべて満たすこと。

- ⑦ 団体の目的、組織、運営方法等を定めた規約または会則を有していること。

- ⑧ 代表者が明確であり、本業務に係る契約の締結および履行について責任を負う者が定められていること。
- ⑨ 独立した経理を行っており、収支の状況が明らかであること。
- ⑩ 継続的な活動実績を有し、本業務を適切に遂行できる能力を有すると認められること。
- ⑪ 団体名義の口座を有していること、または契約締結までに開設できること。

4 選定スケジュール

選定スケジュールは以下のとおりとする。

項目	日時
募集要項の公表	令和8年5月8日(金)
質問受付期間	令和8年5月8日(金)～15日(金)16時45分まで
質問書の回答日	令和8年5月20日(水)
参加申込書の提出期限	令和8年5月29日(金)16時45分まで
企画提案書等の提出期限	令和8年6月12日(金)16時45分まで
企画提案審査	令和8年6月中旬予定
審査結果通知	令和8年6月中旬予定
契約締結	令和8年6月下旬予定

※日程については、本市の都合により変更となる場合がある。

5 実施要項および仕様書に対する質問

(1) 質問方法

質問書(様式1)に質問事項を記入の上、「14 担当部署」宛に電子メールにて提出すること。なお、郵便、持参、口頭、電話等による質問および評価等に影響を及ぼすおそれのある質問(参加業者数、参加業者名、選定委員等)は受け付けない。

(2) 質問受付期間

令和8年5月8日(金)から15日(金)16時45分まで(必着)

(3) 回答方法

令和8年5月20日(水)までに市ホームページにて公表するものとし、口頭、電話等による個別対応は行わない。また、質問回答書は、仕様の追加または修正とみなすこととする。

6 参加申込書の提出

(1) 提出書類

① 参加申込書(様式2)

② 会社・団体の概要(※任意様式)

※法人格を有しない団体にあつては、団体の目的、組織、運営方法等を定めた規約または会則を添付すること。

③ 講座等開催業務実績調書(様式3)

④ 誓約書（様式 4）

⑤ 納税証明書 ※都道府県税は不要です。

- ・直近 3 ヶ月以内に発行された完納証明書。固定資産税分は課税がない場合は、不要とする。
- ・彦根市建設工事等入札参加資格者登録に関する規程に基づく登録事業者については、提出不要とするが、その他の事業者については、次に記載する税金についての証明書を提出すること。

個人の場合 (法人格を有 しない団体)	国税	申告所得税、消費税および地方消費税（その 3 の 2）
	市区町村税	個人市区町村民税、固定資産税、軽自動車税（令和 7 年度）
法人の場合	国税	法人税、消費税および地方消費税（その 3 の 3）
	市区町村税	法人市区町村民税、固定資産税、軽自動車税（令和 7 年度）

(2) 提出先および提出方法

上記提出書類を、「14 担当部署」まで持参または郵送（書留郵便）すること。

(3) 提出期限

令和 8 年 5 月 29 日（金）16 時 45 分まで（提出期限内必着）

(4) 書類作成上の留意事項

各様式の記載内容および記載方法等については、様式に記載されている場合はその指示に従うこと。

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書表紙（様式 5）
- ② 企画提案書（任意様式）
- ③ 提案見積書（様式 6）
- ④ 提案見積書内訳明細書（任意様式）

(2) 提出方法

上記提出書類を、「14 担当部署」まで持参または郵送（書留郵便）すること。

(3) 提出期限

令和 8 年 6 月 12 日（金）16 時 45 分まで（提出期限内必着）

(4) 書類作成上の留意事項

- ① 用紙は、日本産業規格による A 4 判を縦長に用い、10.5 ポイント以上のフォントとする。ただし、A 4 判によりがたい場合は、A 3 判の用紙を用いることも可とする。この場合は、見開きしやすいように A 4 判と同じ大きさに折り込むこと。
- ② 片面カラー印刷とする。
- ③ 正本 1 部、副本 5 部を提出すること。なお、正本は全ての書類をまとめて製本すること。副本は企画提案書表紙（様式 5）および提案見積書（様式 6）を除き A 4 縦長ファイルに綴じたものを提出することとし、提案書を特定できる表示（企業名、団体名等）をしてはならない。
- ④ 企画提案書に記載する内容は別添仕様書に基づくものとするが、次の項目については必ず記載すること。

ア フォーラムの企画に関する提案事項

- ・テーマ、内容、出演予定者等

イ 当日までの準備スケジュール

ウ 実施体制・人員体制

- ・業務実施にあたっての体制および責任者（担当者）等
- ・当日スタッフを含む人員体制計画

- ⑤ 提案見積書（様式6）には、本実施要項で定めた事項や提案内容を実施するために必要な全ての費用（消費税および地方消費税の額を含む。）を、本業務の委託金額の上限額を超えない範囲で記載すること。
- ⑥ 各様式の記載内容および記載方法等については、様式に記載されている指示に従うこと。
- ⑦ 参加者は、1つの提案しか行うことができない。

8 受託候補者の選定方法

- (1) 彦根市男女共同参画フォーラム実施業務委託公募型プロポーザル審査会において、別表「彦根市男女共同参画フォーラム実施業務委託評価基準」により総合的に判断し、参加者の中で最も優れた提案を行った者を最優先受託候補者として選定する。ただし、同点だった場合は、提案見積書で最低価格を提示した者を最優先受託候補者とする。また、次に優れた提案を行った者を次点候補者とし、最優先受託候補者が辞退等の場合は、受託候補者とする。
- (2) 企画提案者等を提出した者が1者の場合でも実施するが、受託候補者として適当でないと認められる場合は、受託候補者としなないことがある。
- (3) 評価の合計点が満点の6割に満たない場合は、受託候補者としなない。

9 審査結果の通知および公表

- (1) 審査結果は、企画提案書等を提出した参加者全てに、文書で通知する。
- (2) 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

10 参加者の辞退

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出すること。

11 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (4) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (5) 提出すべき書類が欠落している場合
- (6) 2(4)に記載された委託金額の上限額を超える金額を提案した場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり、著しく信義に反する行為があった場合

12 契約方法

本市は、最優先受託候補者と契約を締結するものとし、契約手続等については、彦根市契約規則(昭和 44 年彦根市規則第 33 号)の定めるところによるものとする。

13 その他留意事項等

- (1) 本件に参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された参加申込および企画提案に係る書類は返却しない。
- (3) 一度提出された参加申込および企画提案に係る書類の変更・差替・追加は認めない。
- (4) 提出された企画提案に係る書類の著作権は、それぞれの参加者に帰属するが、参加者が受託者となった場合、その著作権は本市に帰属するものとする。
- (5) 提案する事業者がない場合または審査の過程で受託者として適切な者がいないと本市が判断した場合、プロポーザルを取り止めることがある。
- (6) 提案する事業者が不適切な行動を行った場合およびその疑いが生じた場合において公正に審査を執行できない、またはその恐れがあると本市が判断したときは、本市は当該事業者をプロポーザルに参加させない、またはプロポーザルを取り止めることがある。

14 担当部署

窓 口：彦根市男女共同参画センター（彦根市役所企画振興部企画課内）

所 在 地：〒522-8501 滋賀県彦根市元町 4 番 2 号

電 話：0749-30-6105（センター直通）

Eメール：danjo@ma.city.hikone.shiga.jp